

令和5年度 いじめ防止基本方針

江津市立郷田小学校

◇はじめに

「いじめ」は、いじめを受けた児童の心身を傷つけ、教育を受ける権利を著しく侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大な人権侵害行為である。「いじめ」は、いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のとおり定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

本校もこの認識に立ち、行為を受けた側が心理的、肉体的苦痛を感じれば、これを「いじめ」と捉える。「いじめはどの子にも起こり得る」「誰もがいじめの被害者にも加害者にもなり得る」ということを全職員が共通理解し、一人ひとりの尊厳が守られる学校の風土作りと未然防止に、全教職員が思いを1つにして取り組む。そして事象を認知した際は、これを見逃すことなくその場で毅然とした指導をするとともに、必要に応じて「いじめ防止対策委員会」を開催するなど、いじめに対して組織的に対応する。

本校のすべての児童が安心安全な学校生活を送り、どの子も自分の力を発揮して力を伸ばすことができるよう、国の基本方針に基づいて「いじめ防止基本方針」を策定した。

1. いじめ防止のための取組

(1) 基本的な考え方

児童をいじめの加害者にも被害者にもしないために、未然防止のための取り組みが重要である。未然防止の基本となるのは、つぎの3点である。

- ①児童が周囲の友人や教職員との信頼関係の中で、安心感と満足感のある学校生活を送ることができるようにすること。
- ②児童の実態を全職員で見つめ、いじめにつながる小さな事象も見逃さずに対応すること。
- ③児童が教職員に相談できる体制を整備すること。

とりわけ児童が多くの時間を過ごす学級において、互いを認め、支え合う支持的な風土を創っていくことで、どの子も安心して学び、過ごすことができるようにする。また、いじめにつながる事象を早期に発見し、組織的かつ迅速な対応をするために、職員間の情報共有や組織的な対応を徹底していく。

(2) いじめの防止のための措置

① いじめに向かわせない態度・能力の育成

「いじめは差別であり、人間として絶対に許されない」という普遍的な価値観を、学級経営の柱に位置付け、教科・領域の授業をはじめ、道徳教育や人権教育の充実、読書活動や体験活動などすべての教育活動を通して指導する。他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

また、意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

さらに、この力を活かす幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、児童の社会性や道徳的実践意欲・態度を育む。

② 授業改善と学習集団づくり

いじめ加害の背景には、学習への満足感や自己有用感の低下、人間関係等のストレスが関わっていることが知られている。一人ひとりの達成を見取り、それぞれの児童に合ったきめ細やかな支援をすることによりわかる授業づくりを進め、全ての児童が満足できる授業をめざす。また、学習活動の中に仲間と力を合わせて学習課題を解決する場面を設け、日々の授業の中で「つながる力」を育てていく。

安心して失敗のできる支持的な雰囲気の中で、一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていくことは、自己有用感や自己肯定感を高めることにつながり、いじめの未然防止に有効である。職員の情報交換やQ Uアンケート等で、学級の状況を多方面からとらえるとともに、具体的な改善策を考えて、組織的に取り組むようにする。

③ 情報モラル教育の実践

ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）は、大人の目に触れにくいという特性もあり、関連事業者の協力を求め専門的なアドバイスを受けつつ、情報を扱う上での基本的なモラルを児童に身につけさせる。また、P T A研修等を通して保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

2. いじめの早期発見・早期対応の在り方

(1) 基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って早い段階から複数の教職員で積極的に関わり、いじめを見逃すことなく積極的に対処する。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や SOS を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

(2) いじめの早期発見・早期対応のための措置

①調査の実施

学期ごとに行う生活アンケートや教育相談、3年生以上の行う「アンケート Q-U」、市が実施している定期的な「人権アンケート」を活用し、いじめの実態把握に取り組みるとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。

②日常的な観察

朝の健康観察、休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりし、多面的に児童をとらえる。

③地域や家庭との連携

日頃から地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。また、学校、PTA、学校警察連絡会、民生児童委員連絡会などにおいて、いじめについて情報交換したり協議したりする機会を設け、家庭や地域からの情報を得るなど、地域と連携した対策を推進し、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにする。

④いじめを受けた側に立った迅速な対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を制止する。

児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴し、組織的な事実確認と対応協議を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方に踏み込まない。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から事象に関わり、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

⑤ 組織的な対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、本校の「いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有する。担任や教職員個々が「いじめ」かどうかの判断をするのではなく、この「いじめ防止対策委員会」で判断する。その後は、本委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行うとともに、校長が責任を持って教育委員会に報告する。また、事実確認の結果は被害・加害児童の保護者に連絡する。

いじめを受けた児童又はその保護者への支援、いじめた児童への指導又はその保護者への助言、いじめが起きた集団への働きかけを的確に行い、いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れそれぞれに必要な支援を行う。

⑥ インターネットを通して行われるいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、関係機関と連携して直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに違法な情報発信停止を求めたり、速やかに削除を求めたりなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局や江津警察署に通報し、適切に援助を求める。

⑦ 重大事態への対応

いじめの重大事態の定義は、①生命、財産 ②欠席 ③訴えである。国の基本方針に基づき、重大事態と判断した時には、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会の指示のもと調査委員会を設置し調査を行う。その際、いじめられている児童を守るために、関係機関との連携を図る。(必要に応じ、江津警察署に相談して対処する。)

3. 校内体制の確立

(1) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

(2) いじめ防止対策委員会の設置

いじめの相談窓口を児童に伝えるなど、児童が担任以外の職員にも相談しやすい体制をとる。

また、校務分掌に校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭等から構成する「いじめ対策委員会」を位置づけ、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関することを行う。

いじめの相談があった場合には、児童にかかわる職員や必要に応じて教育委員会の指導主事を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、教職員で共有するようにする。

4. 校内研修の充実

(1) 校内研修の実施

全ての教職員の共通認識を図るために、年度当初に「いじめ防止基本方針」の確認を行うとともに、研修計画に沿って、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行う。

(2) 各種資料の活用

国立教育政策研究所や島根県教育委員会が作成した資料を積極的に活用して研修を行う。

5. 「いじめ防止基本方針」の評価

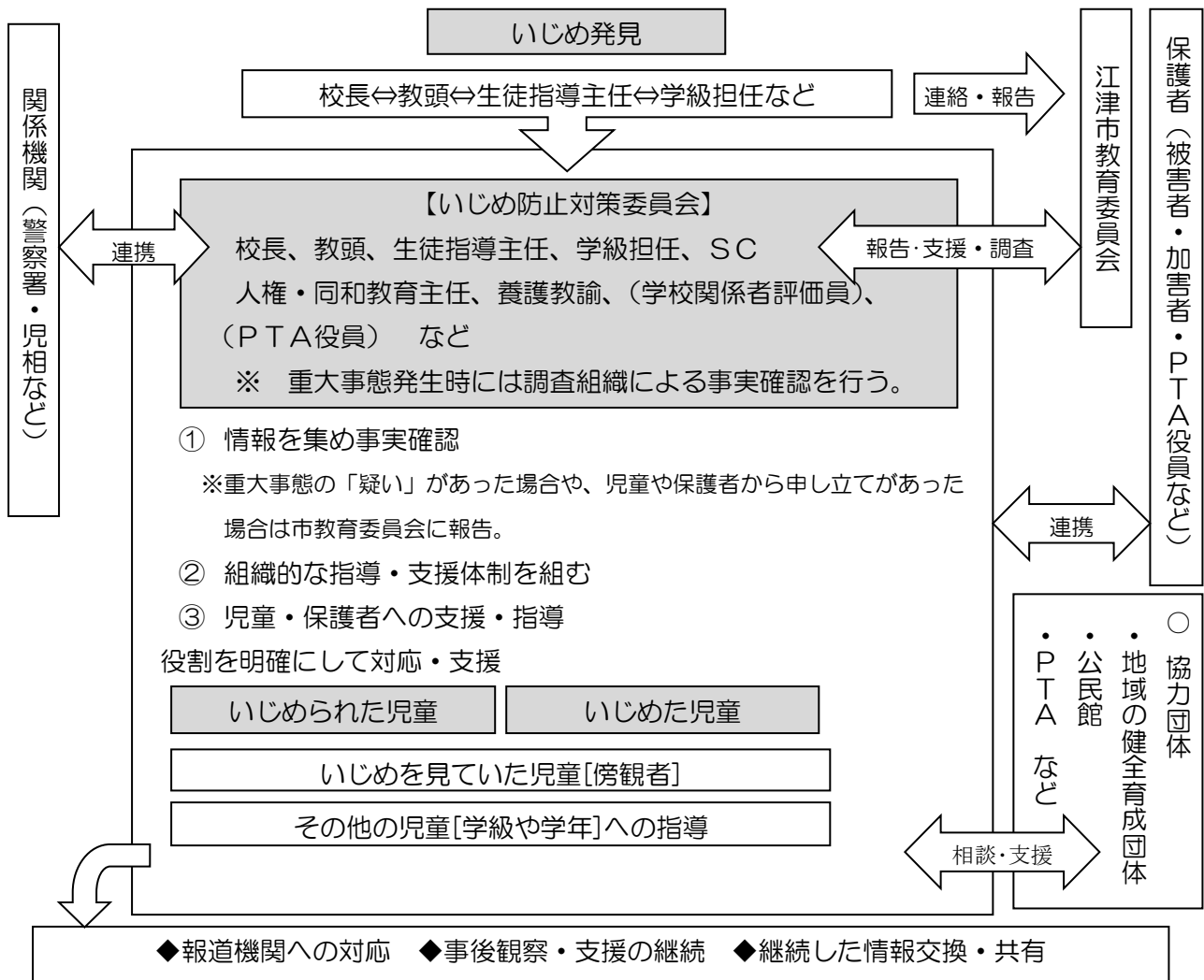
(1) PDCAサイクルによる見直し

法第 22 条に基づいて設置した「いじめ防止対策委員会」を中心に、学校の実情に即してきちんと機能しているかPDCAサイクルに基づく取組を継続する。

(2) 学校評価での評価

学校評価においては、年度毎の取組について、児童・保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。また、その際にはいじめの有無や多寡のみを評価するのではなく、日頃の組織的な取組や迅速な対応等が評価されるようにする。

○ いじめ対応の手順



◇年間の取組計画

- 4月 いじめ防止基本方針の周知と対応の確認、生徒指導情報交換 (毎月)
- 5月 校内アンケートの実施、教育相談の実施、第1回 Q-U アンケートの実施
- 6月 第1回人権アンケートの実施 (市事業)
- 7月 学校評価の実施
- 8月 いじめについての校内研修 (チェックリストによる見直し)、Q-Uの分析と具体的な方策の検討
- 9月 教育相談の実施
- 11月 第2回 Q-U アンケートの実施
- 12月 学校評価の実施
- 1月 第2回校内アンケートの実施、Q-U アンケートの分析、取組の振り返りと見直し
- 2月 教育相談の実施 (いじめ防止基本方針の振り返り・改善)
- 3月 次年度の取組案の作成 (「いじめ防止基本方針」の見直し)